

第104回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時
（開場午前9時）

場所

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号
当社本店 4階会議室
※末尾のご案内図をご参照ください。
（受付は4階でございます）

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

※株主総会ご出席株主さまへのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

株主のみなさまへ	1
第104回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	7
〈ご参考〉スキル・マトリックス他	17
事業報告	20
連結計算書類等	43
計算書類等	47
〈ご参考〉株主のみなさまと東洋証券	52

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

▶ 詳細は5～6頁をご参照ください。

株主のみなさまへ

これからもみなさまから選ばれる証券会社として



取締役社長 小川憲洋



株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新たに株主となられたみなさまには、心よりお礼申し上げますとともに、未永くご支援のほどお願い申し上げます。

当社第104回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、第99期よりスタートした第六次中期経営計画において、「お客さまの大切な資産をお預かりし、守り、育てることが私たちの社会的使命である」と位置づけました。

第103期には、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」の公表や中期経営計画の見直しを行いました。その達成を通じて、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

さて、当社は来る12月1日をもちまして、創業110周年を迎えることとなります。これもひとえに株主のみなさまの温かいご支援の賜物と、心より感謝しております。

当社は、これからもお客さまの最善の利益を追求する資産運用のプロフェッショナルとして、世代を超えて選ばれる証券会社を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

2026年6月

お客さまの 信頼が すべて。

とき
時代をつなぎ、

未来へ架け橋を——。

わたしたちは世代を超えて信頼される

資産運用のパートナーとして

お客さまの確かな未来を育んでいきます。

「信頼」
「付加価値」
「得意分野」

お客さま、株主さま、地域、従業員からの信頼
全社をあげて「お客さまの最善の利益」を追求
常にお客さまにとっての「No.1」証券に

当社グループは、「信頼」、「付加価値」、「得意分野」の経営理念のもと、
「お客さま本位」とはどのようにあるべきか、常に考え続け、
中核事業である金融商品取引業を通じて、質の高い金融サービスを展開し、
お客さまの満足度を高めるとともに、
社会に貢献してまいりたいと考えております。

証券コード 8614
(電子提供措置開始日) 2026年5月27日
(発送日) 2026年6月1日

株主各位

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

東洋証券株式会社

取締役社長 小川 憲洋

第104回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.toyo-sec.co.jp/ir/stock-information/meeting/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「東洋証券」、または「コード」に当社証券コード「8614」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時の行使期限までに到着するようご返送ください。書面（郵送）による議決権行使に際しましては、5頁の「議決権行使書用紙のご記入方法のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日 (木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)
2 場 所	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 当社本店 4階会議室 (受付は4階でございます) ※末尾のご案内図をご参照ください。
3 目的事項	報告事項 1. 第104期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第104期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は「賛」と表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面 (郵送) とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限られますので、代理人がご出席される場合は、代理権を証する書面 (委任状、本人の議決権行使書用紙) のほか、代理人ご自身の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せて送付しております。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - ④ 計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁のインターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイトにもその旨と修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- お身体が不自由なまたは障害のある株主さまへ
・ 車椅子のサポート、座席への誘導等が必要な場合には事前にご連絡をお願い申し上げます。
・ 車椅子の方がご利用いただけるお手洗いがございませんので、事前にお済ませのうえお越しくください。

※ 当社ウェブサイト：<https://www.toyo-sec.co.jp/ir/stock-information/meeting/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
7頁から16頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時(開場:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 億

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

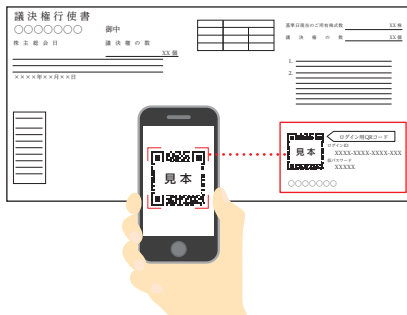
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへ直接ログインできます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



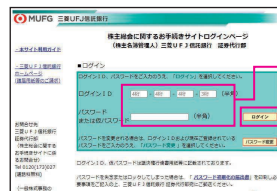
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会の出席状況(2025年度)
1	再任	おがわ のりひろ 小川 憲洋	代表取締役社長兼社長執行役員 監査部担当	100% (18回/18回)
2	再任	えんじょうじ みつぐ 圓城寺 貢	取締役兼常務執行役員 経営企画部管掌兼 内部管理本部長	100% (18回/18回)
3	再任	まつもと まこと 松本 誠	取締役兼上席執行役員 法人本部長	100% (18回/18回)
4	再任	ひら た さとし 平田 聡	取締役兼上席執行役員 商品統括部兼人事研修部兼 業務統括部担当	100% (11回/11回)
5	再任	さとう よしお 佐藤 義雄	社外取締役 独立役員 取締役	94.4% (17回/18回)
6	再任	いしだ えみ 石田 恵美	社外取締役 独立役員 取締役	94.4% (17回/18回)
7	再任	よしはら かずひと 吉原 和仁	社外取締役 独立役員 取締役	100% (11回/11回)
8	再任	しら い まこと 白井 真	社外取締役 独立役員 取締役	90.9% (10回/11回)

注：平田聡氏、吉原和仁氏および白井真氏の出席状況については、2025年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

1 おがわ のり ひろ **男性**
小川 憲洋 1970年1月16日生 (満56歳)

再任

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

1992年4月	当社入社	2022年4月	当社執行役員営業企画部担当 兼東日本ブロック長
2014年9月	当社浜田支店長	2023年4月	当社執行役員営業企画部担当
2016年3月	当社今治支店長	2024年6月	当社代表取締役社長兼 社長執行役員監査部担当 (現任)
2017年7月	当社広島支店長		
2021年3月	当社業務推進部長		

特別の利害関係

小川憲洋氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

小川憲洋氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、ブロック長のほか営業企画部門の担当役員を歴任したのち、取締役社長に就任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と能力、実績から取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

2年 (本株主総会最終時)

取締役会への出席状況

100% (18回/18回)

所有する当社株式の数

7,800株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主のみならず
東洋証券

2 えん じょう じ みつぐ **男性**
圓城寺 貢 1963年9月28日生 (満62歳)

再任

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

1986年4月	日興証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 入社	2019年6月	MUSビジネスサービス株式会社 代表取締役社長
2004年11月	同社証券仲介ビジネス業務部長	2022年4月	同社取締役
2007年2月	株式会社日興コーディアルグループ財務部長	2022年6月	当社取締役兼上席執行役員 総務部担当兼内部管理本部・ アジア戦略管掌
2009年2月	三菱UFJ証券株式会社入社	2024年6月	当社取締役兼常務執行役員 経営企画部担当兼総務部担当兼 業務管理本部・内部管理本部・ アジア戦略管掌
2010年4月	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社財務企画部長	2024年10月	当社取締役兼常務執行役員 経営企画部担当兼内部管理本部・ 投資情報部・アジア戦略管掌
2011年4月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社財務企画部長	2026年4月	当社取締役兼常務執行役員 経営企画部管掌兼内部管理本部長 (現任)
2014年6月	同社執行役員経営企画部長		
2016年6月	同社執行役員コンプライアンス統括部長		
2017年6月	同社常務取締役兼常務執行役員 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務取締役兼常務執行役員 静銀ティーエム証券株式会社社外監査役 カブドットコム証券株式会社社外取締役		

特別の利害関係

圓城寺貢氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

圓城寺貢氏は、大手証券会社で、財務、経営企画、海外部門管理、コンプライアンス・内部監査部門での豊富な経験を有し、また同グループ子会社の取締役社長の就任歴で培った経営に関する経験と能力を有しております。取締役として相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

4年 (本株主総会最終時)

取締役会への出席状況

100% (18回/18回)

所有する当社株式の数

2,200株

3

まつ もと
松本まこと
誠

男性

1965年2月15日生（満61歳）

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	当社入社	2024年6月	当社取締役兼上席執行役員 情報本部長兼法人本部長兼 人事研修部担当兼カスタマー センター担当兼ビジネス・ ソリューション部担当
2008年7月	当社株券電子化対策室長	2024年10月	当社取締役兼上席執行役員 人事総務部長兼上海駐在員 事務所担当兼公開・引受部 担当兼法人部担当
2009年3月	当社事務統括部長	2026年4月	当社取締役兼上席執行役員 法人本部長（現任）
2011年5月	当社経営企画部長		
2016年4月	当社執行役員経営企画部担当兼 経営企画部長		
2019年6月	当社執行役員業務管理本部長		
2020年4月	当社執行役員人事研修部担当兼 人事研修部長兼総務部担当		
2020年5月	当社執行役員人事研修部担当 兼総務部担当		
2022年4月	当社上席執行役員人事研修部 担当兼総務部担当		
2022年6月	当社上席執行役員人事研修部担当		
2023年6月	当社取締役兼上席執行役員 人事研修部担当兼カスタマー センター担当兼ビジネス・ ソリューション部担当		

**取締役在任年数**

3年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（18回／18回）

所有する当社株式の数

6,600株

特別の利害関係

松本誠氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

松本誠氏は、総務部門や企画部門等において豊富な業務経験を有し、人事担当や業務管理本部長などを歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

4

ひら た
平田さとし
聡

男性

1964年7月22日生（満61歳）

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年4月	当社入社	2022年4月	当社執行役員内部管理本部長
2004年5月	当社浜松支店長	2022年6月	当社執行役員内部管理本部長 兼検査部長
2005年3月	当社京都支店長	2022年9月	当社執行役員内部管理本部長
2010年5月	当社三原支店長	2023年4月	当社上席執行役員内部管理本部長
2014年2月	当社名古屋支店長	2025年6月	当社取締役兼上席執行役員 内部管理本部長兼商品統括部担当
2016年9月	当社呉支店長	2026年4月	当社取締役兼上席執行役員 商品統括部兼人事研修部兼業務統 括部担当（現任）
2019年8月	当社内部管理本部長		
2020年10月	当社内部管理副本部長		
2021年3月	当社内部管理副本部長兼営業考査部長		
2021年9月	当社理事内部管理副本部長 兼営業考査部長		

特別の利害関係

平田聡氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

平田聡氏は、営業部門と内部管理部門の豊富な経験を持ち、コンプライアンスに対する深い知見を有し、また部門横断的な調整能力と組織全体の目標達成に向けた実行力を有しております。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい能力を有しており、引き続き取締役候補者としていたしました。

5

さとう
佐藤よし お
義雄

男性

1949年8月25日生（満76歳）

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1973年4月	住友生命保険相互会社入社	2014年6月	パナソニック株式会社社外監査役 サカティンクス株式会社社外監査役
1998年4月	同社株式運用部長	2018年6月	レンゴー株式会社社外取締役（現任）
2000年7月	同社取締役嘱（本社） 総合法人本部長	2021年4月	住友生命保険相互会社取締役
2002年4月	同社常務取締役嘱常務執行役員	2021年7月	同社特別顧問（現任）
2007年7月	同社取締役社長嘱代表執行役員 （代表取締役）	2022年6月	当社社外取締役（現任）
2014年4月	同社代表取締役会長	2023年3月	サカティンクス株式会社 社外取締役（現任）

特別の利害関係

佐藤義雄氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐藤義雄氏は、大手金融機関での長年の豊富な経験と知識を有し、また、社長・会長の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適宜適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。



取締役在任年数

1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（11回／11回）

所有する当社株式の数

9,300株



取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

94.4%（17回／18回）

所有する当社株式の数

0株

6 いしだ えみ **女性** **再任** **社外取締役** **独立役員**
石田 恵美 (戸籍上の氏名: 矢野恵美) 1966年12月5日生 (満59歳)

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

1989年9月	中央新光監査法人入所	2006年6月	株式会社武蔵野銀行社外監査役
1993年12月	公認会計士登録	2013年6月	同行社外取締役
1995年4月	矢野公認会計士事務所パートナー (現任)	2015年5月	イオンリテール株式会社社外監査役
	最高裁判所司法研修所入所	2020年4月	株式会社東京ドーム社外取締役
1997年4月	弁護士登録 (東京弁護士会)	2021年7月	BACeLL法律会計事務所代表 (現任)
	日比谷見附法律事務所入所	2022年6月	当社社外取締役 (現任)
2000年4月	同所パートナー	2025年6月	株式会社高知銀行社外取締役 (現任)

特別の利害関係

石田恵美氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石田恵美氏は、弁護士・公認会計士・税理士実務における高度な専門知識と、金融機関や事業会社での社外取締役や監査役の経験を活かし、客観的かつ専門的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を遂行することが出来るものと判断しております。



取締役在任年数
4年 (本株主総会最終時)

取締役会への出席状況
94.4% (17回/18回)

所有する当社株式の数
0株

7 よし はら かず ひと **男性** **再任** **社外取締役** **独立役員**
吉原 和仁 1959年2月20日生 (満67歳)

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月	大和証券株式会社入社	2010年10月	UBPインベストメンツ株式会社代表取締役社長
1990年3月	CSファーストポストンジャパン LTD.入社	2023年10月	UBPインベストメンツ株式会社退任
1991年6月	DBモルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント (現ドイチェ・アセット・マネジメント) 入社	2025年6月	当社社外取締役 (現任)
1999年2月	ウエストエルビー投資顧問株式会社代表取締役社長兼CIO (現BNPパリバ・アセットマネジメント)		

特別の利害関係

吉原和仁氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

吉原和仁氏は、大手証券会社勤務や外資系運用会社でのファンドマネージャーとしての長年の豊富な投資経験と知識、また20年超に亘る代表取締役社長のキャリアで培われた経営に関する知見を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。



取締役在任年数
1年 (本株主総会最終時)

取締役会への出席状況
100% (11回/11回)

所有する当社株式の数
0株

8

しら い
白井まこと
真

男性

再任

社外取締役

独立役員

1976年9月22日生（満49歳）



取締役在任年数

1年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況

90.9%（10回／11回）

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2003年10月	弁護士登録	2018年1月	株式会社マネースクエアHD社外取締役
2008年4月	財務省関東財務局証券取引等監視官部門証券検査官	2018年7月	株式会社ビットポイントジャパン社外監査役
2010年4月	金融庁証券取引等監視委員会事務局証券検査課専門検査官	2024年6月	株式会社コンヴァノ社外取締役（現任）
2012年7月	弁護士再登録	2025年6月	株式会社堂島取引所社外監査役（現任）
2016年6月	ライト工業株式会社社外取締役（現任）	2025年6月	当社社外取締役（現任）

特別の利害関係

白井真氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

白井真氏は、金融庁証券取引等監視委員会専門検査官として培われた金融分野の豊富な知識・経験を活かし、客観的・専門的な視点から当社の業務執行、コンプライアンスに対し適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を遂行することが出来るものと判断しております。

注1：年齢、地位および担当は本定時株主総会時のものであります。

注2：佐藤義雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって4年です。

注3：石田恵美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって4年です。

注4：吉原和仁氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって1年です。

注5：白井真氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会最終の時をもって1年です。

注6：当社は、佐藤義雄氏、石田恵美氏、吉原和仁氏および白井真氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、4氏が再任された場合、当社は4氏との当該契約を継続する予定です。

注7：当社は、佐藤義雄氏、石田恵美氏、吉原和仁氏および白井真氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、4氏が再任された場合、当社は引き続き4氏を独立役員として届け出る予定です。

注8：当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新することを予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役村山敏康氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役伊藤逸朗氏および木村祭氏氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 むら やま **村山** とし やす **敏康** **男性** 1962年9月30日生（満63歳）

再任

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1981年4月 新日本証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社
2003年6月 当社入社
2014年9月 当社審査部長
2019年3月 当社監査部長

特別の利害関係

村山敏康氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

監査役候補者とした理由

村山敏康氏は、監査実務と売買審査および引受審査実務に関する豊富な知識を有し、審査部長、監査部長を歴任し、企業統治に関しても高い見識を有しており、これまでの経験と実績から、当社を取り巻く内外環境を熟知しており、監査役として経営の監視や適切な助言を期待できるため、引き続き監査役候補者といたしました。



監査役在任年数

4年（本株主総会終結時）

監査役会への出席状況

100%（14回／14回）

所有する当社株式の数

1,700株

2 いし ざき **石崎** まさ ふみ **雅文** **男性** **新任** **社外監査役** **独立役員**
1969年11月8日生 (満56歳)

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1992年4月	三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社	2020年1月	同行 営業第四本部営業第十六部長
2017年12月	同社 法人統括部副部長	2022年4月	三菱UFJ信託銀行株式会社 フロンティア戦略企画部長
2018年4月	株式会社三菱UFJ銀行 営業第二本部営業第六部長 (特命担当)	2024年4月	同社 フロンティア事業開発部 役員付部長 (現職)
		2026年6月	同社 退職予定

特別の利害関係

石崎雅文氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外監査役候補者とした理由

石崎雅文氏は、長年にわたり三菱UFJ信託銀行株式会社において、財務・会計に関する豊富な経験と専門的な知見を蓄積されており、また企業統治 (コーポレート・ガバナンス) に関する深い造詣を有しており、その経験と実績から、社外監査役として、適切な法令監査・会計監査および客観的・中立的な立場から経営の監視や適切な助言を期待できるため、新たに社外監査役候補者となりました。

注1：年齢および地位は本定時株主総会時のものであります。

注2：石崎雅文氏は、社外監査役候補者であります。

注3：石崎雅文氏が監査役に選任された場合、当社は同氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

注4：石崎雅文氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。

注5：当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新することを予定しております。



監査役在任年数

—

監査役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

0株

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

木村 祭氏 男性
1951年9月11日生（満74歳）

社外監査役 独立役員



監査役在任年数

5年（本株主総会終結時）

監査役会への出席状況

100%（14回/14回）

所有する当社株式の数

8,000株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1974年4月	十和株式会社（現 株式会社4℃ホールディングス）入社	2013年3月	株式会社F&Aアクアホールディングス（現 株式会社4℃ホールディングス）代表取締役会長
1992年5月	株式会社アスティ（現 株式会社4℃ホールディングス）取締役	2013年3月	株式会社アスティ代表取締役会長
2000年3月	株式会社アスティ（現 株式会社4℃ホールディングス）代表取締役専務	2018年3月	株式会社4℃ホールディングス代表取締役会長・CEO
2001年5月	株式会社アージュ代表取締役社長	2018年3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ代表取締役会長・CEO
2004年3月	株式会社アスティ（現 株式会社4℃ホールディングス）代表取締役副社長	2020年5月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ代表取締役会長
2006年9月	株式会社アスティ代表取締役副社長	2021年6月	当社監査役（現任）
2007年3月	株式会社F&Aアクアホールディングス（現 株式会社4℃ホールディングス）代表取締役社長	2022年3月	株式会社アロックス取締役
2007年3月	株式会社アスティ代表取締役社長	2022年3月	株式会社ヨンドシーホールディングス取締役
2007年3月	株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ代表取締役会長	2022年3月	株式会社アスティ取締役
		2022年3月	株式会社アージュ取締役
		2024年7月	株式会社久保屋木村久左衛門代表取締役社長（現任）

2026年6月25日当社監査役を退任予定

特別の利害関係

木村祭氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

補欠監査役（社外監査役）候補者とした理由

木村祭氏は、当社の社外監査役としての経験から、当社の事業内容、内部統制システム及びリスク管理体制等を深く習熟しており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、迅速に監査体制を補完することができる木村氏が適任であると判断したため、補欠監査役（社外監査役）候補者いたしました。

注1：年齢および地位は本定時株主総会時のものであります。

注2：木村祭氏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

注3：木村祭氏氏が監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

注4：木村祭氏氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出る予定であります。

注5：当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。木村祭氏氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新することを予定しております。

注6：本議案による補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までであります。

以 上

<ご参考>

株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位	企業経営	金融サービス	財務・会計	法務・コンプライアンス	IT・デジタル	人事・人材開発	サステナビリティ
小川憲洋	取締役兼 社長執行役員	●	●					●
圓城寺貢	取締役兼 常務執行役員	●	●	●	●			●
松本誠	取締役兼 上席執行役員		●	●		●	●	●
平田聡	取締役兼 上席執行役員		●		●	●	●	●
佐藤義雄	社外取締役	●	●		●			●
石田恵美	社外取締役			●	●		●	●
吉原和仁	社外取締役	●	●				●	●
白井真	社外取締役	●	●		●			●

<ご参考>

社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役（以下併せて「社外役員」という。）が独立性を有していると判断されるには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当してはならない。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社から受けた者）またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上の支払いを行っている者）またはその業務執行者
3. 当社または当社の連結子会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員である者
4. 過去3年間に於いて上記1から3に掲げる者
5. 当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームである場合は、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の財産を当社から得ているファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者）
6. 当社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
7. 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - (1) 上記1から6までに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - (4) 過去3年間に於いて前(2)および(3)または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合に於いては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

<ご参考>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底と経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

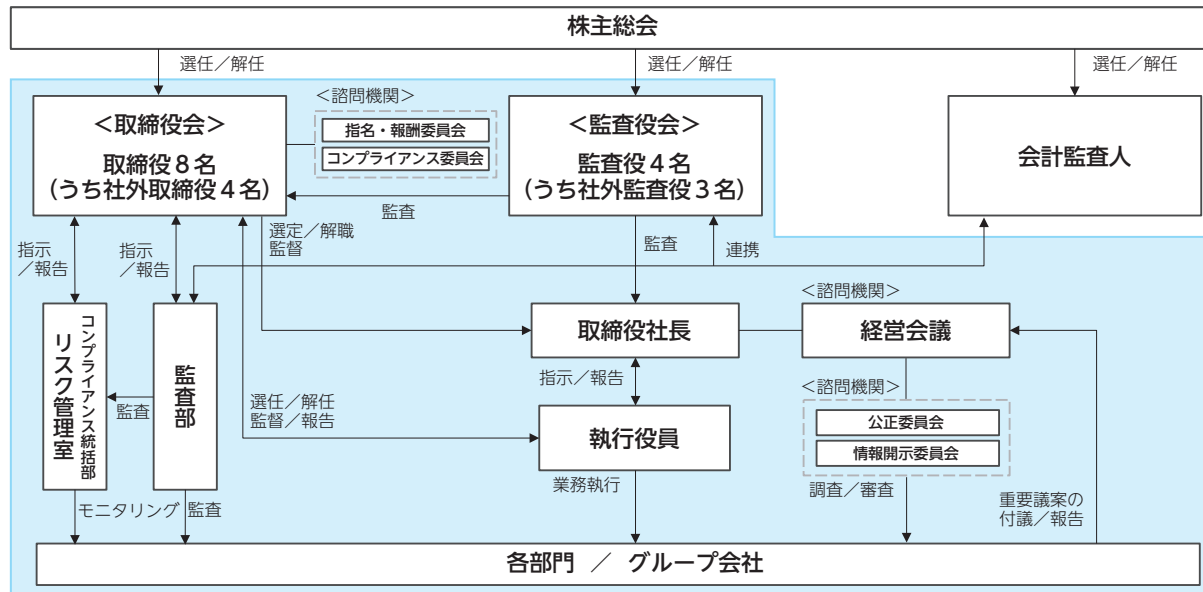
当社は、持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に有効活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会は、企業戦略等の大きな方向性を示すことや適切なリスクテイクを支える環境の整備などの役割・責務を適切に果たす。
5. 株主との間で建設的な対話を行う。

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に則り、取締役への監査・監督、牽制機能の強化の観点から、独立社外取締役を選任するとともに、監査役会を設置する。

また、業務執行に対するコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、取締役社長の諮問機関としての経営会議その他各種の委員会を設置するほか、執行役員制度を導入する。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな拡大が続きまし。しかし、米国政府の経済・通商政策の動向や中国経済の停滞、東欧・中東地域を中心とした地政学的リスク等、先行き不透明な状況が続きまし。

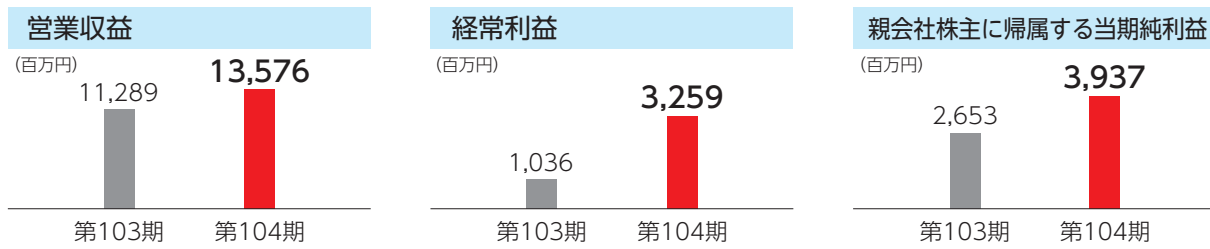
このような環境下、国内株式市場において、日経平均株価は期初35,961.19円で始まりまし。トランプ米大統領による相互関税の発表を受け、リスク回避姿勢が強まり、幅広い銘柄が売られ、4月7日に安値30,792.74円まで下落する場面がありまし。その後は、適度な調整を交えながら徐々に持ち直し、下値を切り上げる展開となりまし。9月以降、AI市場の成長による半導体や関連需要の拡大期待、高市新政権の財政拡張的な経済政策や成長投資への期待等を背景に上昇し、11月には一時52,000円台まで上昇する場面がありまし。2026年に入り衆議院選挙で自民党が大勝したことなどから、2月26日に高値59,332.43円まで上昇まし。期末にかけては中東情勢の悪化が嫌気され、3月末の日経平均株価は51,063.72円で取引を終了まし。

米国株式市場において、ダウ工業株30種平均は期初41,879.75米ドルで始まりまし。年度前半は、トランプ米大統領による相互関税の発表を受け、リスク回避姿勢が強まり、4月7日に安値36,611.78米ドルを付けまし。関税交渉進展に伴い株式市場は徐々に持ち直しまし。年度後半は、雇用指標の鈍化を受けて米連邦準備理事会（FRB）が9月に利下げ再開を決定したことや、企業業績が底堅く推移したことを背景に、株式市場は上昇基調を強め、2月10日に史上最高値50,512.79米ドルを付けまし。その後は、中東情勢の緊迫化など地政学的リスクの高まりを受けて投資家心理が悪化したことで、株価は軟調に推移まし。3月末のダウ工業株30種平均は46,341.51米ドルで取引を終了まし。

当社が注力している中国・香港株式市場において、主要株価指数であるハンセン指数は期初23,217.11ポイントで始まりまし。相互関税発表が世界同時株安を引き起こし、ハンセン指数は4月7日に20,000ポイントを割り込んだものの、中国政府による景気刺激策、市場テコ入れ策、中国テック企業への再評価やバリュエーション面での割安感などからリバウンドも早く、5月初旬には急落前の水準を回復しました。その後も上昇基調が続ぎ、1月29日に場中の高値28,056.10ポイントと、およそ4年半ぶりの高値を付けました。しかし、目先の達成感と弱い経済指標から次第に利益確定の売りが優勢となり、上値の重さが意識される展開になりました。2月28日に始まった米国とイスラエルによるイランへの攻撃、ホルムズ海峡の事実上の封鎖が招いた原油価格の高騰で、世界的なリスクオフの動きが広がったことで、下落基調を辿りました。3月末のハンセン指数は24,788.14ポイントで取引を終了しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の当社グループの業績は、投資信託の販売手数料、投資信託の代行手数料、国内株委託手数料、中国株手数料やソリューションビジネス関連収益が増加したため、営業収益は135億76百万円（前連結会計年度比20.2%増）、経常利益は32億59百万円（前連結会計年度比214.3%増）と大幅に増収増益となりました。一方、投資有価証券売却益（特別利益）が減少したため、親会社株主に帰属する当期純利益は39億37百万円（前連結会計年度比48.3%増）と経常利益と比較して増加率は減少しました。

[ご参考]



なお、主な内訳は以下のとおりであります。

受入手数料

113億91百万円（前連結会計年度比32.8%増）

受入手数料の合計は113億91百万円（前連結会計年度比32.8%増）になりました。科目別の概況は以下のとおりであります。

■ 委託手数料

当連結会計年度の東証の1日平均売買代金は7兆1,018億円（前連結会計年度比33.1%増）になりました。当社の国内株式委託売買代金は1兆431億円（前連結会計年度比20.1%増）、外国株式委託売買代金は693億円（前連結会計年度比23.4%増）になりました。その結果、当社グループの委託手数料は51億4百万円（前連結会計年度比41.2%増）になりました。

■ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は主幹事案件があったため33百万円（前連結会計年度比42.5%増）になりました。

■ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

主に証券投資信託の販売手数料で構成される募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は株式投資信託の募集金額が1,154億円（前連結会計年度比32.5%増）に増加したため、29億63百万円（前連結会計年度比34.9%増）になりました。

■ その他の受入手数料

証券投資信託の代行手数料が中心のその他の受入手数料は株式投資信託の預り資産の平均残高が3,868億円（前連結会計年度比13.9%増）に増加したため、32億90百万円（前連結会計年度比19.9%増）になりました。

[ご参考]

委託手数料

44.8% 51億4百万円
（前連結会計年度比 41.2%増）

引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料

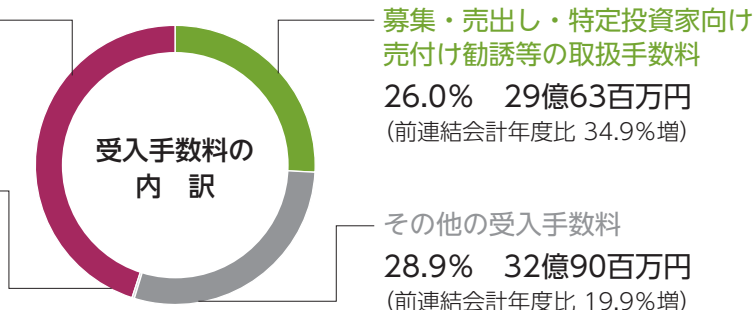
0.3% 33百万円
（前連結会計年度比 42.5%増）

募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料

26.0% 29億63百万円
（前連結会計年度比 34.9%増）

その他の受入手数料

28.9% 32億90百万円
（前連結会計年度比 19.9%増）



トレーディング損益 | **13億 9**百万円（前連結会計年度比33.4%減）

トレーディング損益は、米国株店頭取引売買代金の減少等により株券等が11億47百万円（前連結会計年度比31.5%減）と減少したため、合計で13億9百万円（前連結会計年度比33.4%減）になりました。

金融収支 | **5億 24**百万円（前連結会計年度比12.1%増）

金融収益は受取債券利子の増加等により7億63百万円（前連結会計年度比18.0%増）になりました。また、金融費用は支払利息の増加等により2億39百万円（前連結会計年度比33.3%増）になりました。この結果、差引金融収支は5億24百万円（前連結会計年度比12.1%増）になりました。

販売費・一般管理費 | **103億 92**百万円（前連結会計年度比0.8%増）

販売費・一般管理費は、取引関係費が12億59百万円（前連結会計年度比7.5%減）、事務費が20億28百万円（前連結会計年度比4.1%減）と減少したものの、業績の回復に伴い人件費が51億82百万円（前連結会計年度比4.6%増）と増加したため、合計で103億92百万円（前連結会計年度比0.8%増）になりました。

営業外損益 | **4億 39**百万円（前連結会計年度比28.0%増）

営業外収益は投資事業組合運用益の増加等により4億73百万円（前連結会計年度比25.5%増）、営業外費用は投資事業組合運用損の増加等により34百万円（前連結会計年度比0.1%増）で差引損益は4億39百万円（前連結会計年度比28.0%増）になりました。

特別損益 | **14億 20**百万円（前連結会計年度比25.7%減）

特別利益は投資有価証券売却益等により14億29百万円（前連結会計年度比36.4%減）、特別損失は金融商品取引責任準備金繰入れにより9百万円（前連結会計年度比97.1%減）になりました。この結果、差引損益は14億20百万円（前連結会計年度比25.7%減）になりました。

2. 資金調達等についての状況

資金調達

経常的な資金調達のみで増資等による資金調達は行いませんでした。

設備投資

ネットワークのリプレイス費用を中心に4億19百万円の設備投資を行いました。

事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当社は、2026年1月5日付で金融商品仲介業者株式会社ダブルチェックの全株式400株を1百万円で取得しました。

3. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第101期 2023年3月期	第102期 2024年3月期	第103期 2025年3月期	第104期 2026年3月期 (当連結会計年度)
営業収益	8,341	12,023	11,289	13,576
純営業収益	8,146	11,793	10,995	13,213
経常利益又は経常損失 (△)	△1,660	1,437	1,036	3,259
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△2,955	1,305	2,653	3,937
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△37円18銭	16円36銭	34円45銭	57円97銭
総資産	66,190	80,750	69,387	71,950
純資産	34,200	39,404	30,122	30,639

当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第101期 2023年3月期	第102期 2024年3月期	第103期 2025年3月期	第104期 2026年3月期 (当事業年度)
営業収益	8,227	11,850	11,037	13,406
(うち受入手数料)	(7,047)	(9,375)	(8,417)	(11,259)
純営業収益	8,113	11,738	10,909	13,173
経常利益又は経常損失 (△)	△1,475	1,586	1,055	3,253
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,770	1,455	2,672	3,931
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△34円85銭	18円23銭	34円70銭	57円88銭
総資産	61,846	73,567	63,503	69,135
純資産	34,124	38,533	29,709	29,650

4. 対処すべき課題

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「信頼」、「付加価値」、「得意分野」を経営理念とし、「お客さまの信頼がすべて」というスローガンのもと、お客さまの満足度を高めるとともに、安定した収益構造と企業価値の増大を目指しております。「貯蓄から資産形成」という新たな時代の中で、「お客さま本位の業務運営の実践」と「顧客基盤拡充」を軸に据え、付加価値の高い金融サービスの提供を通じ、「選ばれる証券会社」を目指しております。

(2) 対処すべき課題

近年、対面リテール証券会社を取り巻く経営環境は、厳しさを増しています。市場環境の変動に加え、人口減少・顧客の高齢化や顧客ニーズの多様化等、従来の営業モデルの見直しが求められております。こうした状況の中、当社は地域に根差した証券会社として、対面営業の強みを活かしながら、お客さまの多様な投資ニーズに対応してまいります。

また、業務の効率化を進めるとともに、地域企業の成長支援として資本市場へのアプローチ強化を行います。

さらに、リスク管理やコンプライアンス体制強化により、安全・安心なサービスの提供に努めるとともに、人材育成を推進し、組織全体のスキル向上を図ります。

(3) 第六次中期経営計画 ～お客さまの信頼がすべて～

当社グループは、2024年10月30日、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を踏まえ現状分析と評価を行い、株主・投資家並びにお客さまをはじめ、従業員を含むすべてのステークホルダーの皆さまの期待にお応えするため、更なる成長戦略等が必要と考え、改めて第六次中期経営計画の見直しを公表しております。PBR1倍以上の達成を目指した財務施策を打ち出すとともに、中長期的な企業価値向上を実現す

るために「経営理念」に立ち返り、お客さまはもちろんのこと、ステークホルダーの皆さまとの信頼関係をより深め、期待に応えてまいります。「お客さまの信頼獲得」に加え、「付加価値サービスの提供」、「得意分野の選択・集中」に軸足を置いた戦略展開を図ると同時に、コスト構造改革の実践を並行して継続させることにより、中期経営計画終了年度（2028年3月期）におけるROE 8%以上の達成を目指してまいります。

<重点施策>

- お客さまとの信頼獲得 戦略
 - ・対面サービスの「質」と「量」の強化
 - ・きめ細やかなアフターフォロー
 - ・お客さま満足度の追求
- 付加価値サービスの提供 戦略
 - ・コンサルティングサービスの強化
 - ・中国株のパイオニアとしての東洋ブランドの再構築
 - ・お客さまセミナーの開催強化
- 得意分野の選択・集中 戦略
 - ・アジア関連投資信託
 - ・資本市場へのアプローチ強化
 - ・IFAプラットフォームビジネス
- コスト構造改革 Project E S T
 トップダウン・ボトムアップ型のカイゼンによる適切なコスト削減により、今後増加する費用を抑え成長分野に資金を投じ、「経営資本の有効活用」を図ってまいります。

第六次中期経営計画～お客さまの信頼がすべて～の項目と数値目標および実績は以下のとおりです。

【中期経営計画】

	項目	数値目標（2028年3月末）	当期実績（2026年3月末現在）
K G I	ROE	8%以上 (2028年3月期)	12.9%
K P I	預り資産残高	1兆5,000億円以上	1兆5,740億円
	株式投信残高	5,000億円以上	4,018億円
	N I S A □座残高	1,040億円以上	987億円
	C X 指標 購入意向・継続意向・推奨意向	(每期) 前期比 改善	6.38 (前期実績6.28)

5. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

株式業務

株式業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

委託売買業務

金融商品取引所及びそれ以外の市場（店頭市場）において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

引受け・売出し業務

株式の募集・売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

募集・売出しの取扱業務

株式の募集・売出しにつき、顧客に販売する業務

債券業務

債券業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出しの取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

デリバティブ取引業務

デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

保険業務

保険業法に基づく、保険契約の締結の代理または媒介に係る業務から成り立っております。

不動産賃貸業務

自社所有の不動産の賃貸及び管理業務であります。

6. 主要拠点等

主要な営業拠点 (2026年3月31日現在)

当 社

本 店 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

支 店 27店

区分	店舗数
東 日 本 ブ ロ ッ ク	四 谷 支 店 など 8店
東 海 ・ 近 畿 ・ 四 国 ブ ロ ッ ク	大 阪 支 店 など 7店
西 日 本 ブ ロ ッ ク	広 島 支 店 など 12店

営業所 5営業所

子会社

東洋証券亜洲有限公司 香港
株式会社ダブルチェック 東京

(注) 株式会社ダブルチェックは2026年4月1日付で東洋リサーチアドバイズ株式会社に商号変更しております。

従業員の状況 (2026年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
632名	△14名

注：上記従業員のほか、歩合外務員1名、臨時職員1名、派遣社員4名が在籍しております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
620名	△13名	43.3歳	17.7年

注：上記従業員のほか、歩合外務員1名、臨時職員1名、派遣社員4名が在籍しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

親会社の状況

該当事項はありません。

子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東洋証券亜洲有限公司	110,000千香港ドル	100%	香港における証券業務全般
株式会社ダブルチェック	1,476千円	100%	I F A事業

事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,500 百万円
株式会社広島銀行	1,400
株式会社もみじ銀行	1,100
株式会社三菱UFJ銀行	850
株式会社七十七銀行	800
株式会社愛媛銀行	500
三井住友信託銀行株式会社	500
株式会社南都銀行	500
株式会社きらぼし銀行	300
株式会社荘内銀行	300
日本証券金融株式会社	1,407

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益の還元を重要な経営方針の一つとして位置付け、中長期的な企業価値の向上に努めております。

利益配分にあたっては、毎期の業績を反映しつつ経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮しており、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により株主のみなさまに利益の還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結ベースの配当性向を60%以上とするとともに、分配可能額に占める割合も指標とすることで継続的に配当を行えるよう配慮しております。

上記方針のもと、2026年3月期の期末配当につきましては、1株当たり50円（普通配当30円、特別配当20円）とすることを2026年5月に開催した決算に関する取締役会において決議しております。引き続き全社を挙げて業績の向上に邁進し、株主のみなさまへより多くの利益の還元ができるよう努力してまいります。

なお、2027年3月期までは、同期間の事業活動の結果、利益の場合は普通配当と特別配当を合せて1株当たり50円をお支払いする方針です。

2 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 316,000,000株
2. 発行済株式の総数 73,877,569株 (うち自己株式 3,694,571株)
3. 株主数 32,417名
4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	6,860 千株	9.7 %
住友生命保険相互会社	5,449	7.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,649	6.6
株式会社広島銀行	3,120	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76402口)	2,266	3.2
朝日生命保険相互会社	1,616	2.3
フィンテック グローバル株式会社	847	1.2
東京海上日動火災保険株式会社	650	0.9
株式会社西京銀行	647	0.9
三菱UFJ信託銀行株式会社	545	0.7

注1：当社は自己株式として3,694,571株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主から除外しております。なお、自己株式3,694,571株には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式2,266,725株は含めておりません。

注2：持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
社外取締役	14,503	1

6. その他株式に関する重要事項

(役員株式報酬制度)

当社は、2019年6月26日開催の第97回定時株主総会における決議に基づき、取締役（国外居住者を除く）及び執行役員（国外居住者を除く）（以下「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度（役員報酬BIP信託）を導入しております。2026年3月末現在において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が保有する当社株式は2,266,725株であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長兼 社長執行役員 (代表取締役)	小川 憲 洋	監査部担当	
取締役兼 常務執行役員	圓城寺 貢	経営企画部兼投資情報部管掌兼内部 管理本部長	
取締役兼 上席執行役員	松本 誠	公開・引受部兼法人部担当兼法人部 長	
取締役兼 上席執行役員	平田 聡	商品統括部兼人事総務部担当	
取 締 役	佐藤 義 雄		
取 締 役	石田 惠 美 (戸籍上の氏名: 矢野 惠 美)		
取 締 役	吉原 和 仁		
取 締 役	白井 真		
常勤監査役	村山 敏 康		
監 査 役	伊藤 逸 朗		
監 査 役	木村 祭 氏		
監 査 役	荒木 裕 三		

注1：取締役佐藤義雄氏、石田惠美氏、吉原和仁氏及び白井真氏は、社外取締役であります。

注2：監査役伊藤逸朗氏、木村祭氏及び荒木裕三氏は、社外監査役であります。

注3：取締役佐藤義雄氏、石田惠美氏、吉原和仁氏、白井真氏、監査役伊藤逸朗氏、木村祭氏及び荒木裕三氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

注4：2025年6月25日開催の定時株主総会において、平田聡氏、吉原和仁氏及び白井真氏が取締役に選任され就任いたしました。

注5：2025年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役田中秀和氏が退任いたしました。

注6：2026年4月1日付で、取締役の担当について次のとおり異動がありました。

地位	氏名	担当	
		異動前	異動後
取締役兼 常務執行役員	圓城寺 貢	経営企画部兼投資情報部管掌兼内部管理本部長	経営企画部管掌兼内部管理本部長
取締役兼 上席執行役員	松本 誠	公開・引受部兼法人部担当兼法人部長	法人本部長
取締役兼 上席執行役員	平田 聡	商品統括部兼人事総務部担当	商品統括部兼人事研修部兼業務統括部担当

注7：2026年4月1日現在の執行役員の地位及び担当は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	小平 孝哉	営業本部長
執行役員	末若 哲也	東洋リサーチアドバイズ株式会社社長
執行役員	松川 洋晃	営業統括部兼ソリューション部担当
執行役員	上野 基聖	経営企画部担当

2. 責任限定契約に関する事項

当社と社外役員は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

- ① 被保険者の範囲
当社及び当社の子会社のすべての取締役、監査役、執行役員、重要な使用人及びそれらの相続人等
- ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。ただし、私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や犯罪行為に起因する損害賠償請求等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

5. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2019年2月25日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

(取締役及び執行役員の報酬等の額の決定に関する方針)

- (ア) 取締役及び執行役員の報酬の決定方針は、企業価値の持続的な向上や株主価値との共有、人材確保の観点から適切なインセンティブ機能を有する以下のとおりとしております。
- a 業績との連動性に配慮したものであること
 - b 報酬水準等は外部機関の調査データ等に基づく客観的な比較検証により、役割と責務に相応しい水準とすること
 - c 個々の能力や目標達成度等の実績及び経営状況等に見合った内容とすること
 - d 取締役会が取締役及び執行役員の報酬を決定するに際しては、指名・報酬委員会の答申を受けその内容を尊重し、株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすことのできる透明性・公平性・客観性を確保すること
- (イ) 取締役及び執行役員の報酬は、役職ごとに以下のとおり構成しております。なお、2019年6月26日定時株主総会決議により、新たな株式報酬制度を導入するとともに、従前の株式報酬型ストックオプションを廃止しております。
- a 取締役（社外を除く）及び執行役員
固定報酬である月例報酬、単年度業績に連動する賞与ならびに株主価値との連動性を有する株式報酬（業績連動部分と固定部分）で構成する。
 - b 社外取締役
固定報酬である月例報酬及び株主価値との連動性を有する株式報酬（固定部分）で構成する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

月例報酬及び賞与の上限（2006年6月29日定時株主総会。使用人分給とは含まれない。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名です。）

取締役：年額4億20百万円以内

監査役：年額90百万円以内

なお、執行役員に対する月例報酬及び賞与の上限は株主総会で決議されておりません。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬の額の決定方法

(ア) 賞与（短期業績連動報酬）

当社の取締役（社外を除く）・執行役員に対する報酬として、固定報酬とは別に、業績に連動した報酬として、その算定方法の透明性を確保することで会社業績の一層の向上を目指すことを目的として、当社の当期純利益に連動する賞与を支給しております。当該指標（当期純利益）を選択した理由は、企業価値の向上や株主価値との共有の観点から最も適していると考えたためであります。なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、「1 企業集団の現況に関する事項」の「3. 財産及び損益の状況 ② 当社の財産及び新駅の状況」（3頁）に記載のとおりであります。

2020年3月期以降の各取締役（社外を除く）の支給額の算定方法は、以下のとおりであります。

a 支給総額

賞与の支給総額は、1億50百万円を上限に当社の当期純利益から投資有価証券売却益（特別利益）を差し引いた額に1.8%を乗じた額（百万円未満は切り捨て）とする。

b 支給条件

以下のいずれも満たした場合に支給する。

- ・連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも利益を計上していること
- ・期末配当を実施していること

c 配分方法

各取締役への配分額は、支給総額に取締役会長1.5、取締役副会長1.35、取締役社長執行役員1.5、取締役副社長執行役員1.15、取締役専務執行役員1.05、取締役常務執行役員0.85、取締役上席執行役員0.725、取締役執行役員0.65の役位別係数を乗じ、全取締役の係数の合計で除した金額とする。ただし、代表権者以外は、そのうち一定割合（6分の5）について、個人の目標達成度に応じ0%～250%の範囲で変動する。

(イ) 株式報酬（中長期業績連動報酬）

2020年3月期より、取締役（社外を除く）・執行役員に対して支給する株式報酬は、報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役位に応じた「固定ポイント」のほか経営指標として掲げる係数目標（時価総額等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与します。なお、当事業年度の係数目標の達成度等に応じた変動率は162.5%であります。

④ 非金銭報酬等の内容

株式報酬の上限等（2019年6月26日定時株主総会。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。）

(ア) 当社が拠出する金員の上限

3事業年度ごとに6億19百万円（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員6億11百万円、社外取締役8百万円）以内。ただし、当初の2020年3月期から2023年3月期までの4事業年度につき8億24百万円（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員8億14百万円、社外取締役10百万円）以内。また、2019年6月26日開催の第97回定時株主総会決議における株式報酬型ストックオプションからの移行措置分につき4億64百万円（取締役（社外を除く）・執行役員3億62百万円、社外取締役4百万円、監査役98百万円）以内。

(イ) 役員及び執行役員に交付する株式数（ポイント数）の上限

1事業年度ごとに983,000ポイント（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員971,000ポイント、社外取締役12,000ポイント）以内。なお、株式報酬型ストックオプションからの移行措置分につき1,543,000ポイント（内訳 取締役（社外を除く）・執行役員1,206,000ポイント、社外取締役13,000ポイント、監査役324,000ポイント）以内。（原則として1ポイント1株とする。）

(ウ) 交付株式数の算定方法・交付時期等

毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役（社外を除く）・執行役員に対しては、役位に応じた「固定ポイント」と経営指標として掲げる係数目標（時価総額等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与し、社外取締役に対して「固定ポイント」を付与する。付与したポイントは毎年累積し、取締役・執行役員の退任時にポイントの累計値に応じて当社株式等の交付等を行う。なお、株式報酬ストックオプションからの移行措置として、役員及び執行役員が未行使の新株予約権については、各役員及び執行役員が権利放棄することを条件に、本制度の開始後遅滞なく、当該新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与し、上記の累積ポイントと併せて（監査役は放棄した新株予約権相当分のみ）各役員及び執行役員の退任時に当社株式等の交付等を行う。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	173 (28)	117 (28)	44 (一)	10 (0)	9 (5)
監査役 (うち社外監査役)	32 (18)	32 (18)	— (一)	— (一)	4 (3)

注1：上表には、2025年6月25日開催の第103回定時株主総会終結の時を以って退任した取締役1名を含んでおります。

注2：業績連動報酬等は、当事業年度に費用計上した金銭で支払う役員賞与額であります。

注3：非金銭報酬等は、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額であります。

⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、所定の手続きを経て、指名・報酬委員会の答申を受け、その内容を尊重して決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 監査役の報酬等の額の決定に関する事項

取締役の職務の執行を監査する機関として独立性を確保する観点から、監査役の報酬については、固定報酬である月例報酬のみ支給しております。各人別の支給額については、株主総会決議の報酬金額の範囲内で、各監査役の協議により決定しております。

6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

④ 各社外役員の名な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
取締役	佐藤 義雄	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数17回（出席率94.4%） 他に経営会議、執行役員会及びコンプライアンス委員会に出席し、大手金融機関での長年の豊富な経験と知識を有し、また、社長・会長の就任歴で培われた経営に関する経験と知識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役及び執行役員の人事や評価及び報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	石田 恵美	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数17回（出席率94.4%） 他に経営会議、執行役員会及びコンプライアンス委員会に出席し、弁護士・公認会計士・税理士実務における高度な専門知識を有し、金融機関や事業会社での社外取締役や監査役の実験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役及び執行役員の人事や評価及び報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	吉原 和仁	取締役会への出席状況：開催数11回 出席数11回（出席率100%） 他に経営会議、執行役員会及びコンプライアンス委員会に出席し、20年超に亘る代表取締役社長のキャリアで培われた経営に関する知見を有し、大手証券会社勤務や外資系運用会社でのファンドマネージャーとしての長年の豊富な投資経験と知識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役及び執行役員の人事や評価及び報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	白井 真	取締役会への出席状況：開催数11回 出席数10回（出席率90.9%） 他に経営会議、執行役員会及びコンプライアンス委員会に出席し、金融庁証券取引等監視委員会専門検査官として培われた金融分野の豊富な知識と経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社の取締役、監査役及び執行役員の人事や評価及び報酬などを取締役会の諮問機関として審議する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等への貢献度を評価・人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
監査役	伊藤 逸朗	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数18回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	木村 祭 氏	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数18回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。
監査役	荒木 裕 三	取締役会への出席状況：開催数18回 出席数18回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。

注1：取締役会開催数に書面決議（1回）は含まれておりません。

注2：取締役吉原和仁氏及び白井真氏の取締役会への出席状況につきましては、2025年6月25日の就任後に開催されたものであります。

5 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当該事業年度中に辞任した、または解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

7. 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	46百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容 顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務	2百万円
③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

注1：監査役会は、監査役会が定める判断基準に基づき、会計監査人の報酬見積り等の算出根拠や考え方を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注2：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

注3：当社の子会社である東洋証券亜細亞有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

8. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、取締役会において、当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 取締役および使用人の基本的な行動規範として、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」および「行動指針」を定めるほか、コンプライアンス体制および業務に係る社内規程等を整備し、必要な教育を行う。
- ③ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制整備に資するため、コンプライアンス委員会を設置し、活動内容を取締役会および監査役に定期的に報告する。
- ④ コンプライアンスに係る内部通報制度を整備し、自由に通報や相談ができる仕組みを構築する。
- ⑤ 使用人の法令および定款等違反行為の処分については、公正委員会の具申を経て、経営会議で決定する。
- ⑥ 監査部およびコンプライアンス統括部は、各部室店の日常的な活動状況の監査を実施する。
- ⑦ 監査部、リスク管理室、コンプライアンス統括部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討する。
- ⑧ 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」および「情報管理基本規程」等を定め、適切に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 「リスク管理規則」においてリスク管理を体系的に定め、あらかじめ具体的なリスクを想定および分類し、個々のリスクにつき特定、計測、コントロールおよびモニタリングを行う。
- ③ リスク管理に関する統括部署として、リスク管理室を設置し、リスク管理の充実に努め、リスク管理に関する事項を取締役会および監査役に定期的に報告する。
- ④ 人事総務部は、緊急時事業継続体制に係る社内規程を定め、有事の際の迅速かつ適切な意思決定・指揮命令体制および情報伝達体制を整備する。
- ⑤ 監査部は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を取締役会および監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、経営の効率化を図り、取締役の監督機能を強化する。
- ② 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の定める基本方針に基づいて、重要事項に関し協議上申するため、経営会議を設置する。経営会議は、原則毎月2回開催する。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「綱領」、「倫理方針」、「利益相反管理方針」および「反社会的勢力に対する基本方針」を共有化し、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。
- ② 「関係会社の管理に関する規程」等を定め、経営企画部が子会社の事業の総括的な管理を行う。
- ③ 「関係会社の管理に関する規程」を定め、子会社の取締役の職務の執行に係る事項等について報告を求める。
- ④ 当社の経理部門から、重要な子会社の取締役または監査役を選任し、会計の状況を監督する。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社と業務委託契約等を締結し、子会社に対し人事管理業務やシステム関連業務等の間接業務を提供する。
- ⑥ 「リスク管理規則」を定め、当社および子会社を一体としたリスク管理を行う。
- ⑦ グループ内通報制度を設置し、グループ内の従業員等から監査部への通報を可能とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「職務補助者」という。）は、監査部に属する使用人とする。
- ② 取締役は、職務補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。
- ③ 職務補助者の人事異動、人事評価および懲戒処分には、監査役会の同意を得る。

7. 当社および子会社からなる企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席できる体制を整備し、また、取締役および使用人は重要な議事録、内部監査の報告書および稟議書等を監査役に回付する。
- ② 取締役および使用人は、必要に応じ定期的または適宜監査役会に出席し、監査役より要請のある事項について報告する。
- ③ 監査役への報告を行ったグループ内の取締役および使用人に対し、不利な取扱いを行ってはならない。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条を遵守し、支払い手続きは「経理規則」等に準じて支弁する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役職務の執行のための必要な体制の整備に努める。
- ② 監査役会は、取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

10. 財務報告の適正を確保するための体制

- ① 財務諸表の作成にあたり、業務分担と責任部署を明確化する。
- ② 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成する。
- ③ 財務諸表等の適正性を確認するため、情報開示委員会を設置する。
- ④ 情報開示委員会は、財務諸表等が適正に作成されているかを確認し、その結果を取締役に報告する。
- ⑤ 取締役および監査役は、会計監査人による財務諸表等の記載内容に関する指摘事項を確認する。

7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

1. 当社及び子会社におけるコンプライアンス及びリスク管理について

- ① 当社は、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定め、コンプライアンスハンドブックに収録してグループ内の役職員に配布するとともに、社内イントラネットに掲載し周知しております。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する課題の審議や対応策などの検討を行い、その要旨について取締役会及び監査役会に報告しております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を10回開催しております。
- ③ 当社は、社内の不正や法令違反等に対する相互牽制の実効性確保及びその早期発見の観点からコンプライアンスホットライン(内部通報制度)を設け、グループ内の従業員等から自由に通報や相談ができる仕組みを構築しております。また、通報者に対し不利な扱いをしないことを定めております。
- ④ 監査部、リスク管理室及びコンプライアンス統括部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討しております。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」及び「反社会的勢力対応マニュアル」等を整備しております。これらの方針等に基づき、営業店は、新規顧客の口座開設の際、インターネットサイト及び基幹システムの検索処理により反社会的勢力でないことを確認後、新規口座開設業務の委託先会社において反社チェックを行っております。
- ⑥ 当社は、「文書管理規程」及び「情報管理基本規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、正式文書又は情報資産として取扱い、適切に保存及び管理を行っております。
- ⑦ リスク管理室は、「リスク管理規則」に則り、市場リスク等のあらかじめ想定される当社グループの具体的なリスクについて日常的にモニタリングを行い、定期的に取り締役会及び監査役会に報告しております。
- ⑧ 当社は、事業継続計画の実効性を確保するため改善すべき事項を検証し、必要に応じて規則・規程及びマニュアルを見直し体制整備を行っております。
- ⑨ 当社は、「取締役会規則」及び「関係会社の管理に関する規程」に基づき、経営企画部は、子会社が重要事項等を行う際には、関係会社に対し事前に報告を求め、その対応に係る当社グループ方針に基づく対応方針の確認や特にグループ経営上重要事項についての当社取締役会への上程手続きなど総括的な管理を行っております。
- ⑩ 当社は、経営企画部管掌役員、担当役員及び部長並びに監査役は、関係会社から月次の業務執行報告その他重要事項の報告を受けております。

2. 取締役の職務執行の効率性の確保について

- ① 執行役員は、取締役会で委譲された権限の範囲内で業務を執行しており、当該業務の執行状況については、取締役会等に報告され、取締役は当該業務執行状況を監督しております。
- ② 取締役会は、「取締役会規則」等に基づき、重要事項を決定するとともに、各部署の業務執行状況の報告を受け監督しております。当事業年度は、取締役会を18回開催しております。
- ③ 経営会議は、取締役会の定める基本方針に基づき、「経営会議規程」等に定める重要事項について、取締役社長に具申しております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を24回開催しております。

3. 監査役の監査の実効性の確保について

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか経営会議等にも出席し、必要に応じて意見を述べている。また、これらの会議の議事録、その他内部監査報告書、稟議書等について自由に閲覧し、取締役及び使用人の職務の執行状況について監査を行っている。
- ② 当事業年度につきましては、監査役会を14回開催しており、うち5回については、取締役が出席し、監査役からの要請事項について報告しております。
- ③ 監査部に属する従業員は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会の事務局運営等に必要事項を補助しております。

8 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

注：本事業報告中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,246	流動負債	36,695
現金・預金	22,304	トレーディング商品	2
預託金	16,363	デリバティブ取引	2
トレーディング商品	501	信用取引負債	1,716
商品有価証券等	501	信用取引借入金	1,307
約定見返勘定	661	信用取引貸証券受入金	408
信用取引資産	14,630	有価証券担保借入金	595
信用取引貸付金	14,464	有価証券貸借取引受入金	595
信用取引借証券担保金	166	預り金	18,799
立替金	178	受入保証金	2,288
短期差入保証金	522	短期借入金	7,150
短期貸付金	78	1年内返済予定の長期借入金	4,160
未収収益	774	リース債務	3
その他の流動資産	236	未払法人税等	594
貸倒引当金	△6	賞与引当金	555
固定資産	15,703	その他の流動負債	830
有形固定資産	2,752	固定負債	4,519
建物	1,048	長期借入金	1,440
器具備品	345	リース債務	8
土地	1,348	繰延税金負債	2,597
リース資産	11	役員株式給付引当金	63
無形固定資産	126	資産除去債務	302
ソフトウェア	120	その他の固定負債	106
その他	6	特別法上の準備金	96
投資その他の資産	12,824	金融商品取引責任準備金	96
投資有価証券	5,397	(金融商品取引法第46条の5)	
関係会社株式	1	負債合計	41,311
長期差入保証金	1,712	(純資産の部)	
長期前払費用	0	株主資本	26,836
退職給付に係る資産	5,459	資本金	13,494
繰延税金資産	18	資本剰余金	9,650
その他	365	利益剰余金	6,038
貸倒引当金	△131	自己株式	△2,346
資産合計	71,950	その他の包括利益累計額	3,802
		その他有価証券評価差額金	2,663
		為替換算調整勘定	△6
		退職給付に係る調整累計額	1,145
		純資産合計	30,639
		負債・純資産合計	71,950

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			13,576
受 入 手 数 料		11,391	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		1,309	
金 融 収 益		763	
そ の 他 の 営 業 収 益		111	
金 融 費 用			239
そ の 他 の 営 業 費 用			124
純 営 業 収 益			13,213
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費			10,392
取 引 関 係 費		1,259	
人 事 費		5,182	
不 動 産 関 係 費		1,292	
事 務 費		2,028	
減 価 償 却 費		240	
租 税 公 課		255	
貸 倒 引 当 金 繰 入		3	
そ の 他		129	
営 業 利 益			2,820
営 業 外 収 益			473
営 業 外 費 用			34
経 常 利 益			3,259
特 別 利 益			1,429
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,411	
固 定 資 産 売 却 益		18	
特 別 損 失			9
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入		9	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			4,679
法 人 税 等			742
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		632	
法 人 税 等 調 整 額		110	
当 期 純 利 益			3,937
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,937

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主のみなさまと
東洋証券

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

東洋証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 範 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 森 敏 晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋証券株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	53,814	流 動 負 債	35,433
現金・預金	20,988	トレーディング商品	2
預託	15,077	デリバティブ取引	2
トレーディング商品	501	信用取引負債	1,716
商品有価証券等	501	信用取引借入金	1,307
約定見返勘定	661	信用取引貸証券受入金	408
信用取引資産	14,630	有価証券担保借入金	595
信用取引貸付金	14,464	有価証券貸借取引受入金	595
信用取引借証券担保金	166	預り金	17,569
立替金	157	受入保証金	2,288
短期差入保証金	522	有価証券等受入未了勘定	0
短期貸付金	78	短期借入金	7,150
未収収益	769	1年内返済予定の長期借入金	4,160
その他の流動資産	432	リース債務	3
貸倒引当金	△6	未払法人税等	594
固 定 資 産	15,321	賞与引当金	549
有形固定資産	2,725	その他の流動負債	808
建物	1,048	固 定 負 債	3,954
器具備品	317	長期借入金	1,440
土	1,348	リース債務	8
リース資産	11	繰延税金負債	2,070
無形固定資産	125	役員株式給付引当金	63
ソフトウェア	119	資産除去債務	275
その他	6	その他の固定負債	96
投資その他の資産	12,470	特別法上の準備金	96
投資有価証券	5,483	金融商品取引責任準備金	96
関係会社株	1,290	(金融商品取引法第46条の5)	
長期差入保証金	1,675	負 債 合 計	39,484
長期前払費用	0	(純資産の部)	
前払年金	3,786	株 主 資 本	26,987
その他	365	資本	13,494
貸倒引当金	△131	資本剰余金	9,650
		資本準備金	9,650
		利益剰余金	6,188
		その他利益剰余金	6,188
		別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	5,188
		自己株	△2,346
		評価・換算差額等	2,663
		その他有価証券評価差額金	2,663
資 産 合 計	69,135	純 資 産 合 計	29,650
		負債・純資産合計	69,135

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			13,406
受 入 手 数 料		11,259	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		1,309	
金 融 収 益		725	
そ の 他 の 営 業 収 益		111	
金 融 費 用			232
純 営 業 収 益			13,173
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費			10,348
取 引 関 係 費		1,192	
人 件 費		5,048	
不 動 産 関 係 費		1,236	
事 務 費		2,168	
減 価 償 却 費		298	
租 税 公 課		274	
貸 倒 引 当 金 繰 入		3	
そ の 他		126	
営 業 利 益			2,825
営 業 外 収 益			461
営 業 外 費 用			34
経 常 利 益			3,253
特 別 利 益			1,429
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,411	
固 定 資 産 売 却 益		18	
特 別 損 失			9
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入		9	
税 引 前 当 期 純 利 益			4,673
法 人 税 等			742
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		632	
法 人 税 等 調 整 額		110	
当 期 純 利 益			3,931

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主のみならず
東洋証券

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

東洋証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大森 敏晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋証券株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

東洋証券株式会社 監査役会

常勤監査役 村山敏康 ㊟

監査役（社外監査役）伊藤逸朗 ㊟

監査役（社外監査役）木村祭氏 ㊟

監査役（社外監査役）荒木裕三 ㊟

以上

〈ご参考〉

株主のみなさまと東洋証券

東洋証券の利益還元方針について

当社は、株主のみなさまに対する**利益の還元を経営上重要な施策**の1つとして位置付けております。

利益配分の基本方針について

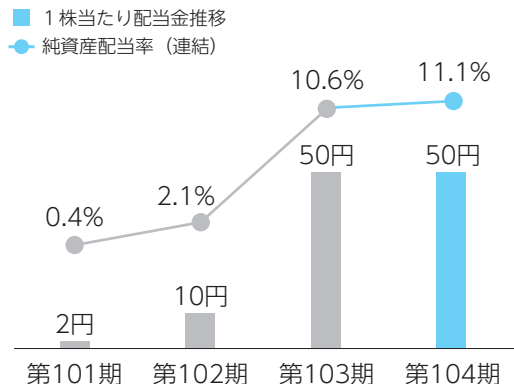
業績と株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により、株主のみなさまに利益の還元を実施いたします。

剰余金の配当について

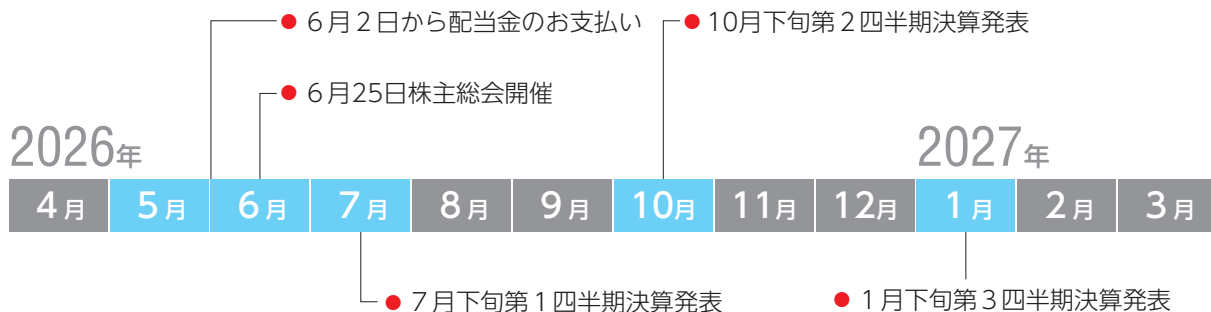
60%

連結ベースの配当性向を60%以上とするとともに、分配可能額に占める割合も指標とすることで継続的に配当を行えるよう配慮しております。

配当金の推移



IRカレンダー



特別口座の

Q&A

Q1 特別口座とは何ですか？

A1 特別口座とは、株券電子化実施日までに株券のほふり（証券保管振替機構）への預託がない株主さまのために、当社が三菱UFJ信託銀行に開設した株式管理口座を特別口座といいます。

Q2 特別口座のままだとどうなるのですか？

A2 特別口座の株式は、市場での売買はできません。
なお、単元未満株式の買取・買増請求は可能です。

Q3 単元未満の買取、買増手続きはどのようにすれば良いのですか？

A3 単元未満株式を特別口座でご所有の株主さまは、当社の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社、フリーダイヤル0120-232-711）までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
配当金	3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまにお支払いいたします。
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日 その他必要がある場合はあらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人／特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	公告は電子公告により行います。公告掲載 URL https://www.toyo-sec.co.jp/ ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
上場取引所	東京証券取引所
証券コード	8614

株式に関するお手続きについて（お問合せ窓口）

■ 特別口座の株主さま

（特別口座から証券会社の口座への口座振替申請、相続、単元未満株式の買取・買増請求等）

上記の三菱UFJ信託銀行
（特別口座の口座管理機関）

■ 証券会社の口座の株主さま

（住所・氏名変更、配当金受取方法の指定、単元未満株式の買取・買増請求等）

お取引の証券会社

■ すべての株主さま

（未受領の配当金のお支払い、郵送物の確認等）

上記の三菱UFJ信託銀行
（株主名簿管理人）

グループネットワーク

東北

- 1 仙台支店**
〒981-3133
宮城県仙台市泉区泉中央 1-13-4
(022) 371-8104

関東

- 1 本店営業部**
〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1400
- 2 四谷支店**
〒160-0004
東京都新宿区四谷 2-12-5
(03) 3355-1040
- 3 むさし府中サテライトプラザ**
〒183-0027
東京都府中市本町 1-3-20
(042) 367-1040
- 4 横浜支店**
〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町 2-22
(045) 681-3341
- 5 松戸五香支店**
〒270-2261
千葉県松戸市常盤平 5-18-1
(047) 383-2111
- 6 館山支店**
〒294-0045
千葉県館山市北条 1898-2
(0470) 22-2111
- 7 桐生支店**
〒376-0023
群馬県桐生市錦町 2-16-9
(0277) 44-4141
- 8 つくば支店**
〒305-0033
茨城県つくば市東新井 14-3
(029) 856-1040
- 9 日立支店**
〒316-0003
茨城県日立市多賀町 2-10-11
(0294) 33-1040

東海

- 1 清水サテライトプラザ**
〒424-0815
静岡県静岡市清水区江尻東 2-1-5
(054) 687-1040
- 2 藤枝支店**
〒426-0067
藤枝市前島 1-3-1
(054) 669-2200
- 3 名古屋支店**
〒461-0008
愛知県名古屋市中区武平町 5-1
(052) 855-2525

近畿

- 1 京都支店**
〒600-8411
京都府京都市下京区烏丸通
四条下ル水銀屋町 620
(075) 361-1040
- 2 奈良支店**
〒630-8115
奈良県奈良市大宮町 1-1-32
(0742) 20-1040
- 3 大阪支店**
〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜 2-6-18
(06) 6226-1040
- 4 神戸サテライトプラザ**
〒651-0085
兵庫県神戸市中央区八幡通 4-2-14
(078) 252-1040

四国

- 1 今治支店**
〒794-0028
愛媛県今治市北宝来町 2-2-1
(0898) 23-1040
- 2 中村支店**
〒787-0012
高知県四万十市右山五月町 9-20
(0880) 35-1040

香港

東洋証券亞洲有限公司
香港太古城英皇道1111
號23樓2301-02及16室
852-2235-5567

九州

- 1 福岡支店**
〒812-0013
福岡県福岡市博多区博多駅東 1-11-5
(092) 415-1100



中国

- 広島県**
- 1 福山支店**
〒720-0064
広島県福山市延広町 1-25
(084) 922-4500
 - 2 府中営業所**
〒726-0003
広島県府中市元町 445-1
(0847) 48-3010
 - 3 三原支店**
〒723-0014
広島県三原市城町 1-9-7
(0848) 63-7777
 - 4 呉支店**
〒737-0051
広島県呉市中央 1-6-9
(0823) 23-1040
 - 5 広島支店**
〒730-0011
広島県広島市中区
基町 13-9
(082) 228-1040
- 島根県**
- 6 浜田支店**
〒697-0027
島根県浜田市殿町 82-8
(0855) 22-3011
 - 7 出雲支店**
〒693-0004
島根県出雲市渡橋町 68
(0853) 25-1040
- 山口県**
- 8 岩国支店**
〒740-0018
山口県岩国市麻里布町 6-7-7
(0827) 21-8511
 - 9 徳山支店**
〒745-0034
山口県周南市御幸通り 2-7
(0834) 31-5252
 - 10 山口支店**
〒753-0086
山口県山口市巾着町 1-10
(083) 922-2600
 - 11 宇部支店**
〒755-0029
山口県宇部市新天町 1-2-11
(0836) 33-1040
 - 12 下関支店**
〒750-0025
山口県下関市竹崎町 4-1-22
(083) 231-6161

通信販売部

〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1402

カスタマーセンター

(03) 5117-0007

法人部

〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1379

第104回 株主総会会場ご案内図

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

会場 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 **当社本店 4階会議室**
TEL. 03-5117-1040（代表）



交通のご案内

- 1 東京メトロ日比谷線・JR京葉線「八丁堀駅」A3出口 徒歩1分
- 2 都営浅草線「宝町駅」A1出口 徒歩5分
- 3 東京メトロ銀座線「京橋駅」1番出口 徒歩8分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。